

定期の健康診断実施報告書

事業所、学校の長及び施設の長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の2の規定に基づき、結核に係る定期の健康診断が義務付けられており、同法第53条の7に基づき、健康診断に関する事項を保健所へ報告することになっています。

結核に係る定期の健康診断の実施義務者、対象者、定期及び回数

実施義務者	対象者	定期	回数
事業者	次の1～6において、業務に従事する者 1.学校（専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く） 2.病院 3.診療所 4.助産所 5.介護老人保健施設 6.社会福祉法第2条2項第1号及び第3号から第6号までに規定する施設（救護施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、障害者支援施設、婦人保護施設）	毎年度	1回
学校の長	次の1～5の学生または生徒 1.大学 2.高等学校 3.高等専門学校 4.専修学校 5.各種学校（修業年限が1年未満のものを除く）	入学した年度	1回
施設の長	刑事施設に収容されている者	20歳に達する日の属する年度以降において毎年度	1回
施設の長	社会福祉法第2項第1号及び第3号から第6号までに規定する施設に入所している者（救護施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、障害者支援施設、婦人保護施設）	65歳に達する日の属する年度以降において毎年度	1回

報告は毎年度必要です。報告期限は健康診断を実施した月の翌月10日までです。1ヶ月ごとに取りまとめ、東大阪市電子申請システム、または郵送、FAXにて提出して下さい。

(<https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000002006.html>)



HP

東大阪市 結核に係る定期健康診断実施報告書

検索

結核の早期発見・早期
治療につなげることを
目的としています

お問合せ先

東大阪市 保健所 感染症対策課

〒578-0941 東大阪市岩田町4丁目3番22-300号

電話：072(960)3805 FAX：072(960)3809